

広島県病院事業管理規程第三号

広島県病院事業管理規程で定める様式における読点の表記を改める規程を次のように定める。

令和五年四月二十七日

広島県病院事業管理者 平川勝洋

広島県病院事業管理規程で定める様式における読点の表記を改める規程

この規程の施行の際現に公布されている広島県病院事業管理規程の様式中、読点として表記する「、」を「、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年五月一日に施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にある改正前の様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の近くによつては認知することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができます。